

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T 協定) 附属書 3 の L に基づくものです。

日本農林規格等に関する法律に基づく閉鎖型施設における農産物の栽培環境
管理の日本農林規格（仮称）の制定について

下記のとおり、閉鎖型施設における農産物の栽培環境管理の日本農林規格（仮称）を制定する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
閉鎖型施設における農産物の栽培環境管理の日本農林規格（仮称）の制定
- 2 対象範囲
農産物の管理
- 3 趣旨及び目的
栽培環境制御による閉鎖型生産システムを用いた高度な管理を実現するため、閉鎖型施設における農産物の栽培環境管理の基準を定めるものである。
日本農林規格の主な内容は次のとおり。
（１）適用範囲、用語及び定義を定めること
（２）閉鎖型施設における農産物の栽培環境管理に関する基準を定めること
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1－2－1
T E L （ 0 3 ） 6 7 4 4－2 0 9 6
F A X （ 0 3 ） 6 7 4 4－0 5 6 9
- 6 意見提出期限
掲載から 6 0 日後